

診療報酬改定のお知らせ

令和6年6月1日から厚生労働省による診療報酬改定が行われます。
このため、同じ診療内容でも窓口負担額が変わる場合がございます。
何卒、ご理解ご了承ください。

糖尿病・高血圧・脂質異常症で通院中の患者さまへ 生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

※主病が糖尿病で「在宅自己注射指導管理料」を算定している患者さまは対象外です

この度の診療報酬改定により、特定疾患療養管理料の対象疾患から
「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外され、「生活習慣病管理料Ⅱ」
へ移行することとなりました。

厚生労働省の指針に従い、患者さま個々に応じた「療養計画書」の作成が
必須となり、これを基により総合的な治療を行ってまいります。
また少なくとも**3か月に1回は検査・診療が必要**となります。

対象の患者さまには、受診時に医師より療養計画書についての説明を
行い、同意をいただきます（**初回作成時のみ同意の署名が必要です**）。
ご理解、ご協力をお願いいたします。

高村内科クリニック
院長 高村 宏